

西東京市 児童発達支援センター 実施計画



令和7年3月
西東京市

はじめに

本市では、「第2期西東京市障害児福祉計画(令和3年3月)」に基づき、地域の発達支援の体制整備を目的として、令和4年4月に、「こどもの発達センターひいらぎ」を児童発達支援センター化しました。

センター化にあたっては、令和4年度から6年度までの3年間の具体的な取組について取りまとめた「西東京市児童発達支援センター整備基本計画(令和3年11月)」を策定し、相談及び保護者支援等の地域支援体制の拡充等を図ってきました。

整備基本計画の最終年度となる令和6年度、「第3次西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画(令和6年3月)」を踏まえ、これまでの取組を振り返るとともに、改めて市民ニーズ等の確認を行いました。

このことを踏まえ、令和7年度から児童発達支援センターで行う具体的な取組を整理した、「西東京市児童発達支援センター実施計画」を策定しました。本実施計画に基づき、子どもの発達に応じた切れ目のない支援を行えるよう機能の充実を図り、安心して地域で子育てができる環境づくりを推進します。

児童発達支援センターひいらぎが大切に考えていること

1. 発達に心配や課題のある子どもとご家族にタイムリーな支援を目指します。
2. 家庭の子育てにつながる発達支援を、一緒に考えます。
3. 関係機関と連携し、地域のネットワークの中での支援に努めます。

目次

第1章 西東京市児童発達支援センター実施計画作成における背景.....	1
1 本市の児童発達支援の経緯.....	1
2 国・東京都の動向.....	2
3 本市の各種計画との関連性	4
第2章 本市の発達支援の取組の検証.....	6
1 ひいらぎのこれまでの取組.....	6
2 アンケート調査の結果(令和6年度実施)	9
第3章 西東京市児童発達支援の方針.....	11
1 基本方針	11
2 計画期間.....	11
3 児童発達支援センター機能の体系	12
第4章 児童発達支援センターの機能及び実施事業	13
機能1 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能.....	13
機能2 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能	15
機能3 地域のインクルージョン推進の中核機能.....	16
機能4 地域の発達支援に関する入口としての相談機能.....	18
第5章 事業実施スケジュール.....	19
資料編.....	22
1 ひいらぎのこれまでの取り組み[令和3～5年度実施状況]	24
2 アンケート調査の概要	28

第1章 西東京市児童発達支援センター実施計画作成における背景

1 本市の児童発達支援の経緯

本市の児童発達支援事業は、昭和41年、旧保谷市の前身である保谷町の学齢の子どもたちを中心とした、心身障害児小規模通園施設「ひいらぎ教室」として始まりました。当初は、精神発達遅滞の子どもたちを対象としていましたが、肢体不自由児・重度重複児も受け入れるようになり、それとともに、整形外科医との連携や機能訓練士の雇用等により、専門的な療育を提供できる体制を構築しました。

昭和58年には、障害者福祉都市推進事業の実施が決まり、通園児への支援だけでなく、地域に暮らす“支援を必要としている子ども”とその保護者のために、「早期療育相談会」を始めました。同年、施設の名称を「こどもの発達センターひいらぎ」と変更しました。

その後、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)等の専門療育職員を増やして、個別療育の拡充や、幼稚園・保育園への訪問指導等を開始し、平成13年の合併後は、市民のニーズに合わせてグループの定員を拡充する等、支援体制を充実させてきました。

令和3年11月に「西東京市児童発達支援センター整備基本計画」を策定し、令和4年4月には「こどもの発達センターひいらぎ」を、「児童発達支援センターひいらぎ(以下「ひいらぎ」という。)」として整備しました。

整備後も増加し続ける相談にタイムリーに対応するため、専門療育職員によるアセスメント、個別指導等に、一層力を入れて取り組んでいます。また、早期に療育へつながる機会として、療育の体験をできるフォローグループを拡充する等、児童発達支援事業利用のニーズの拡大を受け、ひいらぎでの受け入れ人数の増加を図るとともに、地域の児童発達支援事業所との連携にも力を入れています。

2 国・東京都の動向

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年3月)

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 2 年度末までに各市町村に児童発達支援センターを少なくとも 1 カ所設置することを目標としました。児童発達支援センターは、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要である、としています。

(2) こども家庭庁の創設(令和5年4月)

国は、子どもや家庭に関する政策を一元的に推進するための機関として令和 5 年にこども家庭庁を創設しました。任務として、「こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進、保健の向上の支援、こどもの権利利益の擁護」を掲げています。

(3) 児童福祉法の改正(令和6年4月施行)

児童福祉法の改正により、児童発達支援センターは、地域における障害児支援の中核的な役割を担うことが明確化されました。

障害のある子どもたちが適切な支援を受けられるよう、地域全体での支援体制の強化が求められ、児童発達支援センターの中核的役割として4つの機能を挙げています。

< 児童発達支援センターの4つの機能 >

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)より要約

ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

多職種が連携し、こどもの発達全般と障害特性を評価し、乳幼児期から成人期を見据えた支援を提供。遊びを通じた支援や、受け入れ先の確保が困難な児童への対応も含む。未就学児・学齢児の両方を対象とする。

イ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の事業所に対し、困難ケースへの支援を含めた助言・援助を提供。研修や事例検討会の開催を通じて、地域全体の支援の質を向上させる。

ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

保育所等訪問支援を通じて、地域の保育施設における障害児支援を強化。並行利用や移行の推進及びインクルージョンの重要性の周知を行う。

エ 地域の障害のあるこどもの発達相談の入口としての幅広い相談機能

障害児相談支援の窓口として、早期の「気付き」段階から家族の相談に対応。関連機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

(4) 東京都障害者・障害児施策推進計画(令和6年3月)

施策目標Ⅲ「社会で生きる力を高める支援の充実」の中で、「障害児への支援の充実」として、障害児支援における課題を次のとおり挙げています。

- 児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、他の障害児通所支援等を実施する事業所と連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要です。
- 地域におけるインクルージョン推進の観点から、児童発達支援センターには、保育所や認定こども園等に対し、障害児及び家族への専門的支援や助言を行う機能が求められており、こうした観点からも設置を進める必要があります。また、保育所等訪問支援等の活用により、障害児通所支援事業所と保育所等との連携・協力を深めることで、障害児への支援体制を構築していくことも必要です。

3 本市の各種計画との関連性

(1) 西東京市第3次総合計画(基本構想・基本計画)(令和6年3月)

本市では、「健康」応援都市の実現を掲げる中、西東京市第3次総合計画(基本構想・基本計画)における「子育て支援の充実」において、ひいらぎの運営を、次のとおり位置付けています。

心身に障害や発達に心配のある0歳～18歳までの子どもとその家族に対して、発達の相談及び支援を行います。また、子育て支援、関係機関等との相互連携による効果的な発達支援を行います。

(2) 第3次西東京市健康づくり推進プラン(令和6年3月)

施策の方向性「子どもの健やかな成長の促進」の中で、「子どもの発達に関する包括的な支援の充実」を図る方向性を次のとおり位置付け、具体的な取組として、ひいらぎの事業を挙げています。

【目指す方向性】

- 心身に発達や障害の心配がある子どもが健やかに成長できるよう、相談・支援を行います。
- 子ども一人ひとりの特性、障害の種類や範囲に応じて、必要な療育が必要となときに受けられる体制の整備を行います。
- 保健・医療・福祉・教育の連携により、ライフステージを通じて、切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めます。

(3) 第3次西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画(令和6年3月)

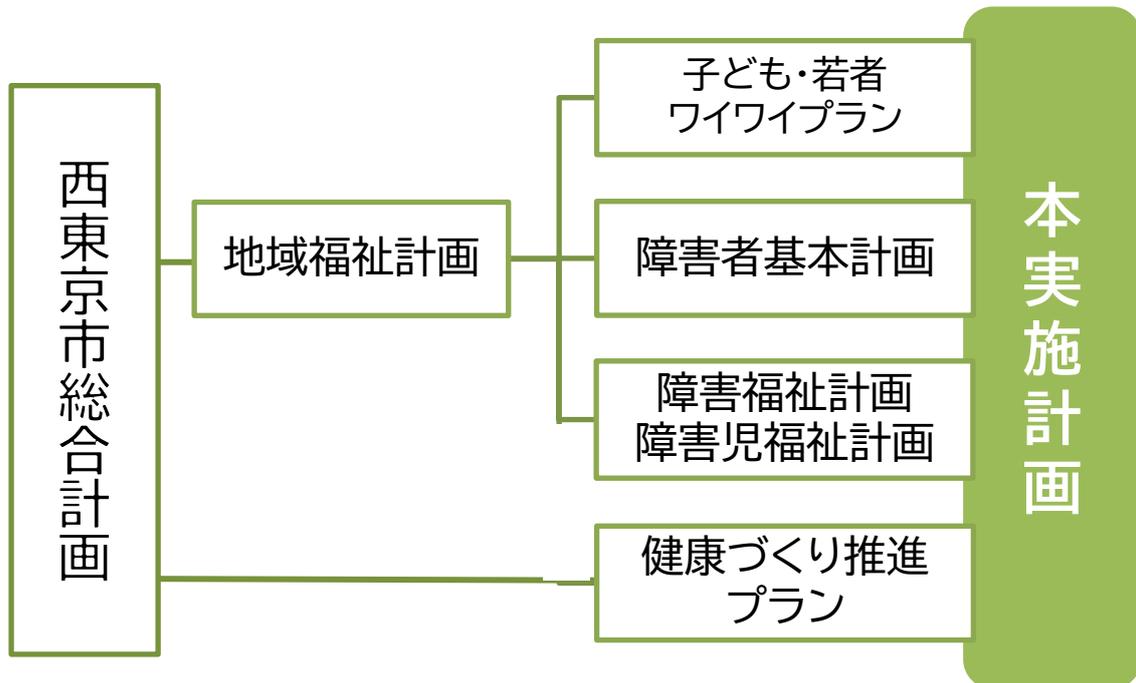
「子どもへの療育支援」を施策の1つに掲げ、本市における児童発達支援センターの役割及び児童発達支援事業所等との連携する事業を、次のとおり位置付けています。

- 療育・教育相談事業の推進
- 早期発見・早期療育体制の充実
- 児童発達支援センターひいらぎ事業の推進
- 幼稚園・保育園の利用に対する支援
- 学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実
- 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施

(4) 第3期西東京市子ども・若者ワイワイプラン(令和7年3月)

施策の方向「障害のある子どもを育てる家庭の支援」において、子どもの発達に関するニーズへの対応や、支える家族の支援に取り組むことを掲げ、その取組の方向性として、発達支援の相談対応からその後のフォローアップまで継続的な支援を提供するものとし、次のとおり事業を挙げています。

- 発達支援の入り口としての相談から、フォローアップまでを行う事業の展開
- 障害のある子どもに対する幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援の充実
- 障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進



第2章 本市の発達支援の取組の検証

1 ひいらぎのこれまでの取組

「西東京市児童発達支援センター整備基本計画」において、本市の児童発達支援センターは、次の4つの機能を担うこととし、各事業を実施してきました。

機能1:相談窓口の整備

- ア 初回相談のタイムリーな受付体制を整備します。
- イ 適切なアセスメントを行います。
- ウ 安心して継続できる相談環境を提供します。
- エ 子育て関係機関・福祉関係機関・教育関係機関等との連携を図ります。

令和5年度実績	
からだの相談・ことばの相談	379件
療育相談	124件
発達全般の相談	370件

専任の相談員の配置及び専門職員による検査実施回数増加により、受付から初回相談、その後の継続的な相談まで、タイムリーな支援が可能となりました。

一方で、他機関との切れ目のない支援として丁寧な対応が求められる中、具体的な支援につなぎ切れぬ、あるいは地域の児童発達支援事業所と並行して相談が継続するケースが増加している状況への対応が必要となっています。

機能2:早期発見からの発達支援と保護者支援

- ア 早期療育をタイムリーに提供します。
- イ 集団指導と個別指導により、適切な支援体制を図ります。
- ウ 情報発信や各種事業をとおして保護者支援の充実を図ります。

令和5年度実績	
身体機能訓練	のべ825人
言語検査・指導	のべ759人
児童発達支援事業	125人
保育所等訪問支援事業	3人
フォローグループ事業	のべ432人

市内の児童発達支援事業所が増加(令和3年度3か所→令和6年度10か所)し、発達支援の場が広がったことを受け、早期に療育を体験し、タイムリーな支援につなげるためのフォローグループ事業を実施しました。また、専門療育職員の増員を行い、個別指導の拡充を図りました。メール配信等の媒体を活用し、情報提供の機会を増やしました。

機能3:関係機関(保育園・幼稚園・児童発達支援事業所・学校・病院・庁内関係部署)とのつながり

- ア 「横」のつながりで支えます。
⇒幼稚園、保育園、児童発達支援事業所、病院等との連携・協働
- イ 「縦」のつながりで支えます。
⇒就園・就学等をスムーズに進められる移行支援

令和5年度実績	
巡回相談	92回
グループ見学会	12回
公開講座	3回
療育公開	2回
ステップアップ・ミーティング	2回
児童発達支援事業所連絡会	2回
母子保健事業協力	22回
母子保健連絡会	12回
就学支援委員会出席	12回

園からの要請による訪問件数の増加(令和2年度60件→令和4年度98件)や、並行通園グループ利用児の在籍園への訪問、定期的な連携会議の開催、就園・就学等の際の移行支援の充実により、関係機関とのつながりを強化し、支援の幅を広げることができました。

今後は、定期的なサイクルによる園訪問の実施や、学齢児への対応が求められています。

機能4:地域との関わり

- ア 公開講座や出張講座等を通じ、市の発達支援の課題共有やスキルアップを行います。
- イ 市民講座やひいらぎの情報発信を行い、発達支援のニーズがあるお子さんに係る地域の相互理解を図ります。

令和5年度実績	
ペアレントトレーニング	8回
ペアレントトレーニングエッセンスセミナー	4回
市民講座	3回
就学説明会	2回
障害福祉サービス説明会	1回

関係機関向けの公開講座・療育公開の定期開催や、18歳までの保護者を対象とした市民講座の実施、さらにアウトリーチや連続形式の講座等、多様な形式で事業を展開しました。多くの関係者や保護者の学習する場を提供し、保護者同士のつながりづくりや関係機関等との連携強化を促してきました。

今後は、これまでにひいらぎとつながりのない方々の参加促進や、ペアレントメンター事業の活用等、保護者同士のつながりを広げていくことが求められています。

2 アンケート調査の結果(令和6年度実施)

児童発達支援の関係機関を対象にアンケート調査を実施し、本市の児童発達支援に係る現状や課題を把握しました。

(1) 子ども関係機関(11 機関)

- 発達に不安を抱える保護者、発達支援を必要としている子ども等、発達に関する相談の増加は、多くの部署で見られます。
- 子どもに関する情報共有ツールの検討等、庁内関係部署間や関係団体との連携の仕組み作りが課題となっています。
- 就園・就学等の節目に、実務者レベルで情報を共有する「切れ目のない支援」の一層の充実が求められています。

⇒ 発達に対する相談の増加が多くの部署で見られることから、ひいらぎが中心的機能を担い、関係機関等との連携を進めることが求められています。

(2) 子どもの通う機関

①幼稚園・保育園等(94園中、回答89園 回答率 94.7%)

- 「前回アンケート時(令和元年度)と比べ、発達に心配や課題がある子どもの増減」については、増えている(44 件)、変わらない(24件)、とても増えている(21件)の順となりました。
- 「今後も必要なことやあったらよいと思うもの」については、園の職員数の増加(62件)、園からの要請に応じてひいらぎが行う園訪問(62件)、ひいらぎによる定期的な園訪問(58件)でした。
- 『支援に繋がった子ども』について、困っていることについて多かった項目は、人員不足で十分に関われない(30件)、子どもへの対応の仕方がわからない(22件)、保護者の理解・協力が得られない(22件)でした。
- 『支援に繋がらない子ども』について、困っていることについては、保護者の理解・協力が得られない(60件)、人員不足で十分に関われない(27件)、具体的なクラス運営や保育の環境設定等がわからない(20件)でした。

⇒ 幼稚園・保育園では慢性的な人手不足に直面しながら、支援を必要とする子どもへの対応において、ひいらぎによる多様な形での園訪問の充実が求められています。

②児童発達支援事業所(12事業所中、回答11事業所 回答率 91.7%)

- 「事業所を利用している保護者からはどのような相談を受けるか」については、就学に対する相談(9件)が最も多く、次いで、園生活に関すること(7件)、家庭での困りごとについて(7件)でした。
- 「今後、ひいらぎが更に充実するとよいと思うこと」については、事業所に子どもと保護者がつながりやすくしてほしい(8件)が最も多い結果となりました。

⇒ 児童発達支援事業所からは、支援を必要とする子どもと保護者を事業所とつながりやすくする「つなぎの支援」が求められています。

③放課後等デイサービス事業所(22事業所中、回答15事業所 回答率 68.2%)

- 「事業所を利用している保護者からはどのような相談を受けるか」については、家庭での困りごとについて(13件)が最も多く、学校生活に関すること(9件)、進学に関する相談(9件)と続きました。
- 「今後、ひいらぎが更に充実するとよいと思うこと」については、事業所に子どもと保護者がつながりやすくしてほしい、ケースの引継ぎをしてほしい、事例検討会をしてほしい、がいずれも7件で最も多い結果となりました。

⇒ 放課後等デイサービス事業所からは、「つなぎの支援」の他に、ひいらぎの児童発達支援を利用していたケースの引継ぎや、事例検討会などが求められています。

3章 西東京市児童発達支援の方針

1 基本方針

ひいらぎは、「西東京市児童発達支援センター整備基本計画」に掲げた基本理念「子どもの発達を一緒に考え、地域の中ではぐくむ」に基づき、切れ目のない発達支援と安心して子育てができる地域づくりを目指して運営してきました。今後も、基本理念は引き継ぎ、発達に心配や課題のある子どもとその家族を真ん中に、さらに充実した発達支援を提供できるよう、関係機関との連携を進め、児童発達支援センターの各機能を強化していきます。

基本理念

子どもの発達を一緒に考え、地域の中ではぐくむ



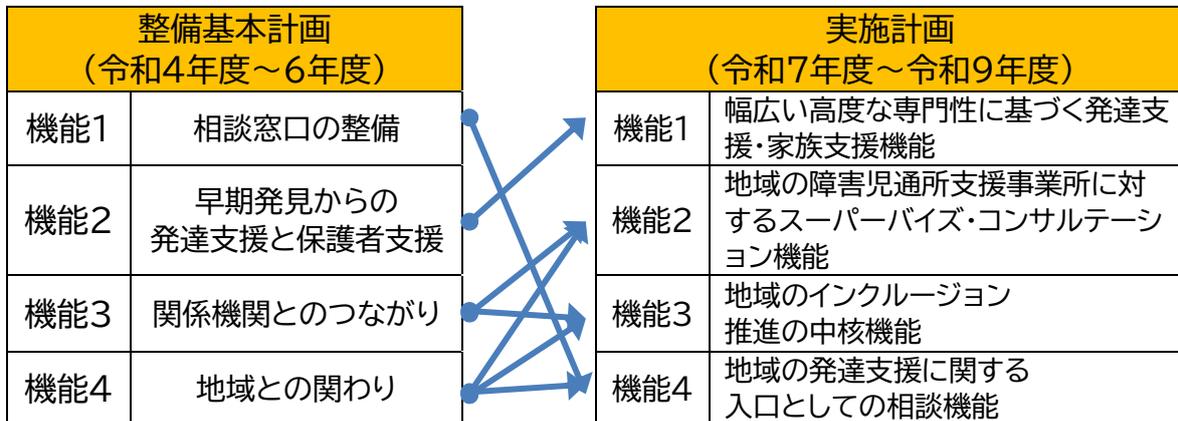
きづく ⇒ つなぐ ⇒ のぼす

2 計画期間

本実施計画の計画期間については、国の障害児福祉の動向及び西東京市障害児福祉計画を踏まえ、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

3 児童発達支援センター機能の体系

改正児童福祉法に基づき、ひいらぎが地域の中核的な役割として担うべき機能の項目を軸として、今後の事業を実施します。これまでの取組を引き継ぎつつ、アンケート調査により明らかになったニーズを踏まえて、求められる機能を強化していきます。



機能1 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
(1) アセスメントの提供
(2) 専門療育事業の実施(個別相談・個別指導)
(3) 児童発達支援事業の実施
(4) 移行支援体制の充実
(5) 幅広い保護者支援の充実
機能2 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
(1) 障害児通所支援事業所スーパーバイズ・コンサルテーション事業
(2) 児童発達支援事業所連絡会の実施
(3) 療育の公開
(4) 公開講座の実施
機能3 地域のインクルージョン推進の中核機能
(1) 巡回訪問・出張講座の実施
(2) 所属園との連携
(3) 保育所等訪問支援事業の実施
(4) 学童クラブとの連携の実施
(5) 連携会議の実施
機能4 地域の発達支援に関する入口としての相談機能
(1) 初回相談の実施
(2) 継続相談の実施
(3) 計画相談支援事業の実施
(4) フォローグループ事業の実施

第4章 児童発達支援センターの機能及び実施事業

機能1 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

多様な形態や高度な専門性を持った関わりで、一人ひとりの子どもに合わせた支援を実施していきます。引き続き、「一緒に子育てする」という姿勢で、家族支援を大切にしながら、支援を行います。また、学齢児及び18歳までの児童の保護者への支援の拡充を図ります。

(1) アセスメントの提供

発達の不安に対し、専門的な知見でアセスメントを行い、保護者の不安に対し、客観的なアドバイスをを行います。

- ① 子どもの様子や保護者の悩みに合わせ、専門の相談員が対応します。
- ② 言語聴覚士、理学療法士、作業療法士及び心理士等の専門療育職員が、タイムリーに子どもの発達段階のアセスメントを行い、支援の方向性を保護者と一緒に考えます。
- ③ 保護者が子どもを理解し受け止められるよう、小児神経科医による療育相談を提供し、必要な場合には、意見書の作成や適切な病院の紹介を行います。

(2) 専門療育事業の実施(個別相談・個別指導)

子どもの発達の状態に合わせた、専門療育職員による個別の療育を実施します。

- ① 子どもの発達ニーズに合わせ、個別の相談・指導を定期的に行います。
- ② 必要に応じて、個別支援計画書を作成し、計画に基づいた専門療育を行います。
- ③ 専門療育職員の個別的な関わりにより、子どもの状態を適切に把握し、保護者にアドバイスをを行います。

(3) 児童発達支援事業の実施

児童発達支援事業所として、早期支援による療育を提供するとともに、地域資源との連携も積極的に進めます。

- ① 親子参加通所事業、単独療育通所事業、課題別学習通所事業等、個々の発達のニーズに合った支援を行います。
- ② ご家庭、在籍園と連携をしながら、児童発達支援事業を通して、子どもの発達を促します。
- ③ 地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい子どもや支援が必要な家族に対して、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。

(4) 移行支援体制の充実

就園・就学が円滑に進むように、移行支援体制を充実させます。

- ① 就園・就学等、節目での支援情報等の引継ぎの際、「切れ目のない支援」に向け、適切な資料を作成し、提供します。
- ② 必要に応じて、園、学校関係者、学童クラブ、放課後等デイサービス等との連絡や会議、引継書の作成し、提供します。
- ③ 保護者が就学について理解し、準備を進められるよう、就学相談や特別支援学級・特別支援教室の説明会、また、年長児向け説明会等を実施します。

(5) 幅広い保護者支援の充実

0～18歳までの子どもを持つ保護者への支援を拡充します。

- ① パARENTメンター事業の利用等を通して、子どもの発達の過程で生じる悩みや不安に寄り添います。
- ② 市民講座を開催し、市民のニーズに合わせた療育に関わる情報を提供します。
- ③ 情報を得ることで、安心して適切な支援や福祉サービス等の選択ができるよう、保護者同士が学びあい、情報共有や交流ができる場を作ります。
- ④ ホームページやメール配信等の媒体を活用し、情報提供の機会を増やします。

機能2 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

引き続き、連絡会や研修を実施します。さらに、地域の発達支援力向上のために、障害児通所支援事業所に対しての支援を構築します。

(1) 障害児通所支援事業所スーパーバイズ・コンサルテーション事業

児童発達支援センターとして、市内の障害児通所支援事業所に対してスーパーバイズ・コンサルテーションを実施します。

- ① 有識者による事業所の訪問や、事例についてのスーパーバイズ・コンサルテーションを行います。
- ② 事業所における対応が困難な子ども、家族をはじめとする相談・支援を行います。

(2) 児童発達支援事業所連絡会の実施

市内の児童発達支援事業所と連絡会を行い、各事業所の特徴や現状の報告を通じて事業所間のネットワークを強化します。

- ① 連絡会を開催し、事業所間の相互理解を深めます。
- ② 地域の状況やニーズを把握し、市内児童発達支援事業所と共有します。
- ③ 市の障害福祉や教育等に関する情報提供を行います。

(3) 療育の公開

ひいらぎが実施する療育について、地域への理解を広げるとともに、市内の相談・サービスに係る「質の向上」を目指すために、広く公開する取り組みを行います。

- ① 幼稚園、保育園、小規模保育事業所、児童発達支援事業所等、地域で支援を行っている機関等と療育の理解を共有する場として、ひいらぎの療育を見学するプログラムを実施します。
- ② 発達に心配や課題のある子どもに対する理解を深めるために、対応方法等を積極的に紹介します。

(4) 公開講座の実施

市内の児童に関わる関係機関職員を対象に、児童発達支援の知識と技術の向上に向け、定期的に講座を行います。

- ① 毎回テーマを決め、各分野の専門家を講師とした公開講座を開催します。
- ② テーマについては、児童発達支援の専門療育の内容を中心に、ニーズに合わせて検討します。

機能3 地域のインクルージョン推進の中核機能

インクルージョンの推進を図るため、保育園・幼稚園等への巡回訪問の回数や形態、対象とする機関を広げ、地域でのつながりを強化します。

(1) 巡回訪問・出張講座の実施

地域のインクルージョン推進に向けて、幼稚園・保育園への定期的な巡回訪問や出張講座を行います。

- ① 園からの要請により、園訪問を実施します。必要に応じて、幼児教育・保育課等と連携し、巡回訪問を実施します。
- ② 専門性の高い人材による定期的な巡回訪問を実施し、職員に対して、支援を必要とする園児への関わりや環境の整備に係る提案を行います。
- ③ 出張講座を実施し、発達に心配や課題のある子どもへの理解を深め、園全体の支援力の向上を図ります。

(2) 所属園との連携

個別相談・巡回訪問等により、継続的に必要なサポートを実施した上で、他の地域資源とつなげることも含め、所属園と緊密な連携体制を構築します。

- ① ひいらぎに相談・通所している子どもの発達や適応に向けた、情報の共有及び連携を行います。
- ② 園において、適切な保育や教育が受けられるように、専門性を活かした支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援事業の実施

「保育所等訪問支援員」を配置し、幼稚園・保育園に通う子どもについて、集団生活適応に係る専門的な支援を必要とする場合に、園を訪問し、支援を行います。

- ① 支援員が支援を要する子どもの所属園を訪問し、専門的な支援を実施します。
- ② 子どもに適した対応を当該園の職員と一緒に考え、支援の質の向上を図ります。

(4) 学童クラブとの連携の実施

学童クラブを利用している子どもについて、訪問等を行い、関わり方の助言を行います。

- ① 学童クラブを訪問し、必要に応じて就学後の児童及び保護者との関わり方について助言を行います。
- ② 今後の効果的な支援のあり方を一緒に考え、連携を強化していきます。

(5) 連携会議の実施

子どもの発達に関わる市の関係部署及び関係機関との連携を進めるために、意見交換、情報共有を行う会議を定期的を開催します。

- ① 市の関係部署、幼稚園・保育園、障害児通所支援事業所、保護者の会等、市内の発達支援に関わる機関が意見交換を行う場として、「ステップアップ・ミーティング」を定期的を開催します。
- ② ひいらぎや地域で行う発達支援の取り組みについて、相互理解を進め、連携を強化します。

機能4 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

子どもの状態に合わせて、タイムリーに、適切に受け止める体制を強化します。また、専門性を必要とされる相談に対応できるよう、関係機関との一層の連携を図ります。

(1) 初回相談の実施

発達支援の入口として「気づき」と「安心」を提供し、丁寧な相談を行います。

- ① 子どもの発達に関する心配や不安に対応するために、相談を実施します。
- ② 初回相談をスムーズに実施するために相談員を増員します。
- ③ 相談に多言語で対応します。

(2) 継続相談の実施

専門機関による療育、ご家庭での実践等を踏まえ、保護者の不安に向き合いながら、継続的に相談できる体制を整備します。

- ① 保護者の心配や不安に寄り添い、継続的な相談体制を提供します。
- ② 相談記録の整理及び共有について、システムを活用し、効率的な支援につなげます。
- ③ オンラインでの予約や相談等、様々なニーズに対応する体制を整備します。

(3) 計画相談支援事業の実施

子どもに合った支援を受けることができるよう、計画相談支援を行います。

- ① 地域で利用できる障害児福祉サービス等、地域資源に係る情報提供を行い、適切なタイミングでサービス等利用計画を策定します。
- ② 子どもやご家庭の状況やニーズに合わせて、福祉サービス事業者等、関係機関との連絡調整を丁寧に行います。

(4) フォログループ事業の実施

集団の支援が必要だと思われる親子に対して、タイムリーな支援を行います。

- ① ひいらぎの相談後、タイムリーな支援ができるように、児童発達支援事業と並行してひいらぎが独自に行っているフォログループ事業を拡充します。
- ② フォログループへの参加を通して、保護者に子どもの特性や関わり方を知ってもらい、今後の対応について一緒に考えていきます。

第5章 事業実施スケジュール

事業の実施スケジュール(令和7年度～9年度)

※令和9年度以降の事業は、3か年の評価に基づき、見直しを検討します。

機能1 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能			
事業名	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) アセスメントの提供	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(2) 専門療育事業の実施 (個別指導・個別相談)	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(3) 児童発達支援事業の実施	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(4) 移行支援体制の充実	拡充・実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(5) 幅広い保護者支援の充実	拡充・実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し

機能2 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能			
事業名	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 障害児通所支援事業所 スーパーバイズ・コンサルテーション事業	拡充・実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(2) 児童発達支援事業所 連絡会の実施	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(3) 療育の公開	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(4) 公開講座の実施	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し

機能3 地域のインクルージョン推進の中核機能			
事業名	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 巡回訪問・出張講座の実施	拡充・実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(2) 所属園との連携	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(3) 保育所等訪問支援事業の実施	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(4) 学童クラブとの連携	拡充・実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(5) 連携会議の実施	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し

機能4 地域の発達支援に関する入口としての相談機能			
事業名	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 初回相談の実施	拡充・実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(2) 継続相談の実施	拡充・実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(3) 計画相談支援事業の実施	実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し
(4) フォログループ事業の実施	拡充・実施・評価	実施・評価	実施・評価・見直し

資料編

1 ひいらぎのこれまでの取り組み[令和3～5年度実施状況]

(1)児童発達支援事業

		くじらグループ パンぎんグループ (単独療育グループ)	めだかグループ (親子参加グループ)	まんぼうグループ (課題別学習グループ)	合計
利用定員(人)	R3	28	40	35	—
	R4	28	23	56	—
	R5	28	20	66	—
実施回数(回)	R3	215	52	76	—
	R4	214	40	152	—
	R5	255	41	190	—
在籍人数(人)	R3	46	52	58	156
	R4	38	29	56	123
	R5	33	23	69	125
利用延べ人数 (人)	R3	4,273	932	845	6,050
	R4	3,188	697	826	4,711
	R5	2,508	514	971	3,993

(2)保育所等訪問支援事業

利用人数(人)	R3	事業未実施
	R4	2
	R5	3

(3)障害児相談支援事業

利用人数(人)	R3	事業未実施
	R4	事業未実施
	R5	2

(4)地域支援事業

①相談事業

		利用人数(人)	内容
からだの相談	R3	86	理学療法士又は作業療法士によるからだの発達に関する相談
	R4	121	
	R5	92	
ことばの相談	R3	237	言語聴覚士によることばの発達に関する相談
	R4	266	
	R5	287	
療育相談	R3	89	小児神経科医による相談
	R4	133	
	R5	124	
発達全般の相談	R3	335	発達支援コーディネーター、児童発達支援相談員等による相談
	R4	431	
	R5	370	

②専門療育

		実施回数(回)	通所児(人)	外来児(人)	利用人数合計(人)
身体機能訓練	R3	206	316	534	850
	R4	266	194	660	854
	R5	266	283	542	825
言語検査・指導	R3	241	39	517	556
	R4	353	93	643	736
	R5	353	85	674	759
音楽療法	R3	4	75	—	75
	R4	12	14	134	148
	R5	12	10	123	133
心理検査	R3	40	15	25	40
	R4	40	11	29	40
	R5	40	19	21	40

③フォローグループ

事業名		利用人数(人)	内容
りす・うさぎ・ぱんだ きりん・ぞうグループ	R3	事業未実施	相談事業利用児が集団療育を経験できる年齢別グループ(0～5歳児)
	R4	336	
	R5	432	

④関係機関等との連携

事業名		実施回数(回)	内容
児童発達支援関係機関 連絡会(ステップアップ・ ミーティング)	R3	事業未実施	発達支援のニーズに応えるため、地域ネットワーク の強化を目指すことを目的とした連絡会の実施
	R4	2	
	R5	2	
事業所連絡会(スマイル ネットワーク・ミーティン グ)	R3	事業未実施	市内の児童発達支援事業所との連携を図るための 連絡会の実施
	R4	1	
	R5	2	
母子保健事業協力	R3	20	保健係による乳幼児健康診査後の経過観察事業及 び発達健康診査事業への協力
	R4	21	
	R5	22	
母子保健連絡会	R3	12	保健係と各健康診査、経過観察児、ひいらぎの相談 ケースの検討を中心とした各業務の連絡調整
	R4	12	
	R5	12	
就学支援委員会	R3	11	福祉関係職員として委員会に出席し、児童の適正 就学に向けた審査を行う(委員会と事前行動観察 の合計数)。
	R4	11	
	R5	12	

⑤関係機関支援事業

事業名		実施回数(回)	内容
巡回相談	R3	69	市内保育園、幼稚園の要請により、保育園、幼稚園へ 出向き、発達が気になる子への指導上の助言を行う。 必要に応じて理学療法士又は作業療法士が参加
	R4	98	
	R5	92	
グループ見学会	R3	4	まんぼうグループ、ペンぎんグループ利用児が通う 園の職員を対象としたグループの療育公開
	R4	11	
	R5	12	
公開講座	R3	3	市内保育園、幼稚園、療育施設等の関係機関職員 を対象とした幼児の発達支援の講座
	R4	3	
	R5	3	
療育公開	R3	2	市内保育園、幼稚園、療育施設等の関係機関職員 を対象としたまんぼうグループ、くじらグループの 療育公開
	R4	2	
	R5	2	
障害児保育研究会	R3	3	市内各保育園担当者によるケーススタディや学習会 への参加と助言(R4 年度より保育園中心に企画運 営・ひいらぎは研修教材等の提供協力)
	R4	—	
	R5	—	

⑥保護者支援事業

事業名		実施回数 (回)	内容
ペアレントトレーニング (1コース)	R3	0	新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施
	R4	7	4、5歳児の保護者を対象に、よりよい親子関係を 目指し、子への対応を学ぶワーク
	R5	8	
ペアレントトレーニングエ ッセンスセミナー (2コース)	R3	4	主に幼児期から小学校低学年の子の保護者を対象 に、よりよい親子関係を目指すためのペアレントト レーニングの考え方に基づいた学習会
	R4	4	
	R5	4	
市民講座	R3	0	新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施
	R4	2	発達に遅れや心配のある0～18歳の子の保護者 を対象に、ペアレントメンターのおはなし会や発達、 障害について学習する講座
	R5	3	
就学相談説明会	R3	2	各グループ、外来個別指導利用児童の保護者を対 象とした学務課就学相談員による就学相談説明会
	R4	2	
	R5	2	
障害福祉サービスに関 する説明会	R3	1	各グループ、外来個別指導利用児童の保護者を対 象とした障害福祉課職員による障害福祉サービス に関する説明会
	R4	1	
	R5	1	

2 アンケート調査の概要

2-1 市の関係部署・関係機関・関係団体

(1)調査対象

<市の関係部署>

- ① 障害福祉課 ② 子育て支援課 ③ 幼児教育・保育課 ④ 児童青少年課
- ⑤ 子ども家庭支援センター ⑥ 学務課 ⑦ 教育指導課 ⑧ 教育支援課
- ⑨ 健康課

<関係機関>

- ⑩ 基幹相談支援センターえぽっく

<関係団体>

- ⑪ 西東京市障がい児の自立を考える保護者の会 ぶーけ

(2)実施期間・方法

- ①令和6年8月9日～9月13日
- ②メールによるアンケート調査

(3)回答状況

回答数10件 回答率 90.9%

(4)調査結果

①発達支援に関する相談の現状

- 子どもの成長段階に関する相談は多くある。
- 支援が必要と思われる入園希望家庭からの相談が増えている。
- 支援が必要な子どもの入園希望が増えている。
- 子どもの発達についての認識が浸透してきたためか、保護者からの発達に関する相談が増加している。
- コロナ禍で他の子どもとの交流機会がなかったことから、発達の違いに気づいていない場合がある。
- 子どもの発達に心配や課題を持つ保護者が増えているが、ひいらぎ等とつながっていることが増えていると感じる。
- 不登校、軽度の知的障害の子どもの進路に関する相談が増えている。

②発達支援に関わる取組の現状

- 職員等に対する研修を実施している。
- 必要に応じて、相談窓口や関係機関へつないでいる。

- 保護者に寄り添う対応をしているが、理解を得るのが難しいことがある。
- 支援が必要な子どもが増えているが、現場での対応が難しい場合がある。
- 誰もがわかりやすく過ごせる環境づくりに取り組んでいる。
- 入園・就学など、所属が変わるとき等には、切れ目のない支援ができるよう関係機関同士で連携をしている。

③今後の地域の発達支援の課題

- 職員等への研修機会の充実。
- 気になる子どもがいた場合、他部署・他機関が関わっているのかどうか、関わっている場合はどのような対応をしているのか共有できる仕組みづくり。
- 入園、就学、義務教育修了等、所属が変わる際の関係機関の連携強化。
- 保護者の就労率の増加等により、発達面で支援が必要な子どもが適切な時期に関係機関につながりにくくなっていることへの対応。
- 保護者の発達支援に関わる福祉サービスへの理解促進や協力を得るための仕組みづくり。
- 一人ひとりの子どもに適した発達・発育を包括的に支援する体制や、専門的見地からの助言を行う体制の強化。

2-2 幼稚園・保育園等

(1)調査対象

施設種別	施設数(園)
幼稚園(私立幼稚園・幼稚園類似施設・無認可幼児施設)	16
保育園(公立・公設民営)	13
保育園(私立)	28
小規模保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業・認証保育所・定期的利用保育事業・企業主導型保育事業)	37
合計	94

(2)実施期間・方法

- ① 令和6年8月21日～9月13日
- ② LoGo フォームによるアンケート調査

(3)調査項目

- ①幼稚園・保育園等の概要
- ②在籍する子どもの発達に関する状況
- ③今後必要なことやあったらよいと思うこと

(4)回答状況

回答数89件 回答率94.7%

(5)調査結果まとめ

①幼稚園・保育園等の概要

調査回答があった89園の合計で、園児の定員7,191人に対し、在籍は6,140人で、在籍率は85.4%でした。

②在籍する子どもの発達に関する状況

発達が気になる子どもは、781人(在籍数に対し12.72%)、このうち、支援につながった子どもは362人で、約半数となっています。前回アンケート時と比べ、発達に心配や課題がある子どもの増減については、増えている(44)、変わらない(24)、とても増えている(21)の順となりました。

支援ありの子どもについて困っていることとしては、幼稚園と公立・公設保育園では「人員不足で十分に関われない」が最多(各8件)となっており、私立保育園では「子どもへの対応の仕方がわからない」と「支援の必要な子どもの助言をクラス運営環境設定に組み込めない」が最多(各10件)、小規模保育園では「保護者の理解・協力が得られない」が最多(8件)となっています。

なお、全体での最多回答は、「人員不足で十分に関われない」であり、合計30件でした。

支援につながっていない子どもについて困っていることとしては、全ての施設種別で「保護者の理解・協力が得られない」が最多(合計60件)、以下、「人員不足で十分に関われない」(合計27件)、「支援の必要な子どものいるクラス運営環境設定等がわからない」(合計20件)となっています。

③今後必要なことやあったらよいと思うこと

幼稚園が最も望んでいることは、「必要時(園からひいらぎへの要請時)の園訪問」であり(5段階評価平均で4.80)、以下、「ひいらぎによる定期的な園訪問」(4.67)、「専門機関との連携強化」(4.60)、「職員数の増加」(4.40)となっています。

公立・公設保育園では、「職員数の増加」が最多(4.46)となり、以下、「必要時

(園からひいらぎへの要請時)の園訪問」(4.08)、「加配職員向けの研修や相談の実施」(4.00)、「専門機関との連携強化」(3.85)でした。

私立保育園では、「ひいらぎによる定期的な園訪問」が最多(4.54)、以下、「職員数の増加」(4.50)、「必要時(園からひいらぎへの要請時)の園訪問」(4.42)、「専門機関との連携強化」(4.35)となっています。

小規模保育園では、「必要時(園からひいらぎへの要請時)の園訪問」と「職員数の増加」が最多(各4.49)となり、次いで、「発達対応の医療機関」「専門機関との連携強化」(各4.37)となりました。

全体としては、「職員数の増加」、「必要時(園からひいらぎへの要請時)の園訪問」、「専門機関との連携強化」、「ひいらぎによる定期的な園訪問」の順でポイントが高くなっています。

2-3 市内に登録されている児童発達支援事業所

(1)調査対象

市内に登録されている児童発達支援事業所 12事業所

(2)実施期間・方法

- ① 令和6年8月16日～9月13日
- ② LoGo フォームによるアンケート調査

(3)調査項目

- ①事業所の概要
- ②保護者との関わり
- ③今後ひいらぎが更に充実するとよいと思うこと

(4)回答状況 回答数 11件 回答率 91.7%

(5)調査結果まとめ

①事業所の概要

利用児実数228人を学年別にみると、4・5歳児は約80名(約35%)ずつが発達支援に繋がっています。

全利用児の約60%が市内在住、約30%がひいらぎ経由で事業所に繋がっています。学年別にみると、学年が進むにつれて、事業所に直接繋がる市民が増える状況です。

②保護者との関わり

保護者から寄せられる相談で最も多いものは、「就学に関する相談」で、11施設中 9 施設が選択しています(81.8%)。次点は「園生活に関すること」「家庭での困りごと」についての相談が、同数で7施設が選択しています。

また、就学に向けた効果的な支援については、「就学相談説明会への参加(保護者及び職員)」と「特別支援学級・学校等の見学や説明会に参加(保護者及び職員)」が最も多く、11施設中 8 施設が選択しています(72.7%)。次点が「学校への引継ぎ」で、11施設中 6 施設が選択しています(54.6%)。

③今後ひいらぎが更に充実するとよいと思うこと

当該児童と保護者が「児発事業所に繋がりやすい情報提供」を選択した施設が最も多く、11施設中8施設が選択しています(72.7%)。次点は「研修」で、11施設中 5 施設が選択しています(45.5%)。次いで「事例検討会」「対応しきれない難しいケースの子の支援」を 4 施設が選択しています(36.4%)。

2-4 市内に登録されている放課後デイサービス事業所

(1)調査対象

市内に登録されている放課後等デイサービス事業所22事業所

(2)実施期間・方法

- ① 令和 6 年 8 月16日～9 月13日
- ② LoGo フォームによるアンケート調査

(3)調査項目

- ①事業所の概要
- ②保護者との関わり
- ③学童クラブ・他事業所の利用状況
- ④今後ひいらぎが更に充実するとよいと思うこと

(4) 回答状況

回答数15件 回答率 68.2%

(5) 調査結果まとめ

- ①事業所の概要

市内放課後等デイサービス事業所利用児438名中、244名(55.7%)が市民でした。市内放課後等デイサービス事業所利用児の87.2%が特別支援学校または特別支援学級に在籍しています。手帳所持状況については、学年が進むにつれて高値を示し、高校生では、97.5%が何かしらの手帳を所持している状況でした。

②保護者との関わり

保護者から寄せられる相談で最も多いものは、「家庭での困りごとについて」で、回答施設中86.7%が挙げています。時点は「学校生活に関すること」「進学に関する相談」で、回答施設中60.0%が挙げています。

また、就学・進学時に向けた効果的な支援については、「特別支援学級・学校等の見学会、支援教室の説明会に参加する(利用者・職員共に)」と「利用のあった児童発達支援事業所からの引継ぎを受ける」が最も多く、回答施設15施設中9施設が選択していました。次点は、回答施設15施設中8施設が選択した「利用のあった保育園・幼稚園から引継ぎを受ける」でした。

③学童クラブ・他事業所の利用状況

学童クラブの利用状況は、市内放課後等デイサービス事業所利用児のうち、28名(6.4%)が利用しています。また、他の放課後等デイサービス事業所との併用状況については、市内放課後等デイサービス事業所利用児の約70%が2か所以上の放課後等デイサービス支援事業所を利用しています。

④今後ひらぎが更に充実するとよいと思うこと

今後ひらぎが更に充実するとよいと思うことの中で最も多かったのは「事例検討会をしてほしい」「ケースの引継ぎをしてほしい」「事業所に子どもと保護者繋がりがしやすいように情報提供をしてほしい」の3つで、それぞれ7施設が選択していました。

西東京市児童発達支援センター実施計画

令和 7(2025)年3月

発行 西東京市健康福祉部健康課発達支援係
〒202-0005 西東京市住吉町6丁目15番6号
電話 042-422-9897